

市第6号議案

横浜市公会堂条例の一部改正

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年5月18日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例

第1条 横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「別表第1」を「別表」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

第5条第4項に次のただし書を加える。

ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

第5条第5項中「国民の祝日（その日が日曜日にあたるときは、その翌日）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

別表第2を削り、別表第1を別表とする。

第2条 横浜市公会堂条例の一部を次のように改正する。

第1条の表横浜市瀬谷公会堂の項及び別表横浜市瀬谷公会堂の項を削る。

第3条 横浜市公会堂条例の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

横 浜 市 瀬 谷 公 会 堂

横浜市瀬谷区

第2条の見出しを「（許可）」に改め、同条中「使用しよう」を「使用し、又は利用しよう」に、「市長の」を「市長（第5条第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。第3号、次条ただし書、第8条第1項及び第3項並びに第13条において同じ。）の」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、「使用」の次に「又は利用」を加える。

第3条の見出しを「（期間）」に改め、同条中「使用期間」の次に「又は利用期間」を加え、「こえる」を「超える」に改める。

第10条を第15条とする。

第9条の見出し中「使用者」を「使用者等」に改め、同条中「使用者」の次に「又は利用者」を加え、同条を第14条とする。

第8条の見出し中「使用許可」を「許可」に改め、同条中「使用者または」を「市長は、使用者若しくは利用者又は」に改め、「使用目的」の次に「若しくは利用者の利用目的」を加え、「各号の一」を「いずれか」に、「の許可を取消し、又はその使用を制限し若しくは停止し」を「若しくは利用の許可を取り消し、その使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、」に改め、同条を第13条とする。

第7条中「使用中」を「使用又は利用中」に、「破損し」を「

破損し、」に改め、「使用者」の次に「又は利用者」を加え、「復し」を「復し、」に改め、同条を第12条とする。

第6条第1項中「使用者」の次に「又は第2条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」を加え、同条第2項中「使用者」の次に「又は利用者」を加え、「使用後」を「使用又は利用後」に改め、同条第3項中「使用者が」を「使用者又は利用者が」に、「使用者に代って」を「当該義務者に代わって」に、「使用者から」を「当該義務者から」に改め、同条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

（利用料金）

第9条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用者が利用時間を超過して利用したときは、前項に定める利用料金の3割増の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て別に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、附属設備の利用料金については、この限りでない。

4 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不返還)

第11条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

第5条第2項中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(指定管理者の指定等)

第5条 別表第1に掲げる公会堂の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。）に行わせるものとする。

- (1) 公会堂の施設及び附属設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 公会堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

別表中「（第5条第2項）」を「（第7条第2項）」に改め、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第9条第2項）

種 別			単 位	利 用 料 金	
				平 日	日曜日、土曜日及び休日
横 浜 市 瀬 谷 公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収しない場合	1日につき	円 29,000	円 34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台、1日につき			6,000

（備考）

- 「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。

附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第5条第1項）

横浜市瀬谷公会堂

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の

規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市公会堂条例第10条第1項の規定によりなされている許可及びその許可を受けている者に係る使用料等については、その許可の残存期間に限り、なお従前の例による。

提 案 理 由

公会堂の指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う業務の範囲等を定めるとともに、利用料金制を導入し、及び公会堂の用途又は目的外使用に係る使用料を改定する等のため、横浜市公会堂条例の一部を改正したいので提案する。